

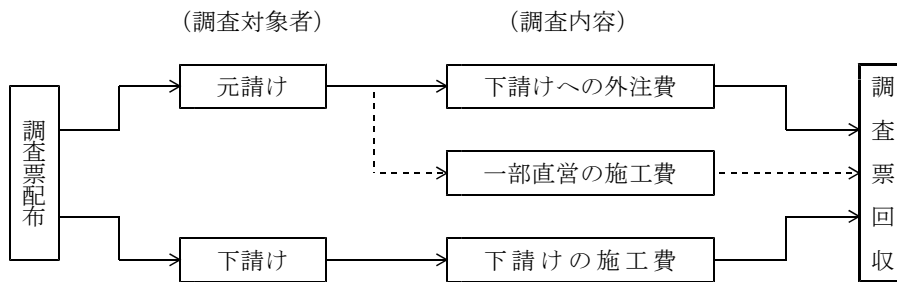
水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成28年10月) 正誤表（平成29年2月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	誤	正	摘要
4-1-1	<p>1. 市場単価の調査方法及び決定方法</p> <p>1-3 適用にあたっての主な留意事項</p> <p>1) 市場単価は、離島においても適用するものとする。材工共（材料と人工を合算した合成単価）の工種については、材料の海上運搬費がかかってくる。しかし、市場単価の単位当たり取引でとらえた場合、材料費の占める割合は少なく取引価格は変わらない結果となったことから、フェリー代等運搬に要する費用は計上しない。</p> <hr/>	<p>1. 市場単価の調査方法及び決定方法</p> <p>1-3 適用にあたっての主な留意事項</p> <p>1) 市場単価は、離島においても適用するものとする。材工共（材料と人工を合算した合成単価）の工種については、材料の海上運搬費がかかってくる。しかし、市場単価の単位当たり取引でとらえた場合、材料費の占める割合は少なく取引価格は変わらない結果となったことから、フェリー代等運搬に要する費用は計上しない。</p> <p><u>なお、市場単価に材料費が含まれていないものは、材料費及びフェリー代等の海上輸送費を別途計上する。</u></p>	

1. 市場単価の調査方法及び決定方法

1-1 市場単価の調査方法

- 1) 調査対象工事は調査対象期間に契約したすべての漁港漁場・海岸工事とする。
 - 2) 施工費の調査
 - ① 調査対象者は、当該工事の元請け業者および下請け業者とする。
 - ② 元請けについては、下請け業者に外注した契約内容と外注費を調査する。
なお、元請け業者が一部直営で施工した場合には、元請け業者の施工費も併せて調査する。
 - ③ 下請けについては、下請け業者が直接的に、施工に要した施工費を調査する。
- 下図に市場単価調査フローを示す。



1-2 市場単価の決定方法

- 1) 市場単価は、「1-1 市場単価の調査方法」で述べた調査方法に従い調査した元請け業者と下請けの施工業者（専門工事業者）との調査結果より、標準的な施工事例を抽出し、標準市場単価を決定している。
- 2) 標準市場単価を補正する施工規模補正係数についても、調査結果より標準的な施工規模を算定し決定している。

1-3 適用にあたっての主な留意事項

- 1) 市場単価は、離島においても適用するものとする。材工共（材料と人工を合算した合成単価）の工種については、材料の海上運搬費がかかってくる。しかし、市場単価の単位当たり取引でとらえた場合、材料費の占める割合は少なく取引価格は変わらない結果となったことから、フェリー代等運搬に要する費用は計上しない。
なお、市場単価に材料費が含まれていないものは、材料費及びフェリー代等の海上輸送費を別途計上する。
- 2) 特異な施工場所または特殊な条件下において、市場単価は適用できない。
- 3) 市場単価は、直接施工に要する直接工事費であり、専門工事業者等に外注する場合の外注経費は含まれない。
- 4) 市場単価には、消費税等相当額（消費税及び地方消費税相当分）は含まれない。

1-4 市場単価の公表

- 1) 本積算基準に適用する市場単価は、（財）経済調査会発行の季刊「土木施工単価」および（財）建設物価調査会発行の季刊「土木コスト情報」に掲載されている価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。（有効数字4桁目切捨、整数止）

適用号は次によること。また、設計変更等により新工種が生じた場合は起工決定予定日を変更通知日と読替で適用する。

積算基準日	6/1～8/末日	9/1～11/末日	12/1～2/末日	3/1～5/末日
適用号	春号	夏号	秋号	冬号

1-5 用語の定義

- 1) 「市場単価」とは、標準市場単価に施工規模等の補正係数で補正された単価をいう。
- 2) 「標準市場単価」とは、「土木施工単価」および「土木コスト情報」に掲載されている標準的的施工における調査単価をいう。